

第4章 心がふれあうまちづくり

将来展望

市民一人ひとりが、「いつでも、どこでも、だれでも、たのしく」人とふれあいながら、生涯にわたって学び、生きがいのある充実した生活を送るため、学校教育にあっては、基本的人権を尊重し、国際感覚を身に付け、知育・徳育・体育・食育の調和のとれた人間形成をめざす学校教育を進めるとともに、学校と家庭と地域が連携、協働して子どもの教育に携わることにより、豊かな人間性と自ら学ぶ力のある子どもが育つ社会を形成します。また社会教育にあっては、文化や歴史が継承され、市民が自ら学び、お互いに学びあい、自己を高め、社会に貢献するとともに、スポーツ・レクリエーションを楽しみ、心身ともに健やかに市民が育つ社会を形成します。

基本施策の展開戦略

市民一人ひとりが人生を豊かにするために、生涯にわたって学習できる機会とスポーツ・レクリエーションを楽しむ場づくりを進めるとともに、「知・徳・体」のバランスのとれた心身ともに健全な子どもを育成します。

施策体系図

4. 心がふれあうまちづくり

生涯学習を推進する

- 生涯学習推進体制の整備・充実
- 学習機会の充実と学習支援
- 生涯学習施設整備・充実

幼稚園教育を充実する

- 人間形成の基礎を培う教育の充実・向上
- 子育て支援機能の充実
- 特別支援教育の充実
- 私学教育の振興・助成

学校教育を充実する

- 確かな学力と生きる力をはぐくむ教育の充実・向上
- 教職員の資質の向上と研修機会の充実
- 特別支援教育の充実
- 安心・安全な教育環境の整備、充実
- 学校給食の充実

社会教育を充実する

- 生涯学習社会の実現
- 地域社会の教育力の向上
- 図書館等の充実

文化芸術を振興する

- 文化芸術活動の推進
- 文化芸術の拠点における事業の充実
- 市民および文化芸術活動団体への活動支援

文化財・郷土の歴史の保存・継承を推進する

- 文化財の保護と活用
- 文化遺産の整備・保存
- 文化財保護意識の普及・啓発
- 歴史民俗資料館の充実

